

令和 7 年度板橋区保育所等物価高騰対策支援金交付要綱

(令和 7 年 7 月 9 日区長決定)

(目的)

第 1 条 この要綱は、物価高騰等に直面している板橋区内の民営保育所等に対し、食材料費及び光熱水費等の物価高騰分への対策に係る支援金を交付することにより、民営保育所等の負担軽減を図ることで安定的な施設運営の継続を確保するとともに、保護者に対する負担転嫁の防止を目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、民営保育所等とは、公設民営保育所、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条第 4 項の規定により認可を得て設置された私立認可保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、法第 34 条の 15 第 2 項により板橋区長（以下「区長」という。）の認可を得て設置された小規模保育事業、事業所内保育事業及び家庭福祉員（区立ベビールームに在籍する家庭福祉員を含む。）、東京都認証保育所事業実施要綱（平成 13 年 5 月 7 日付 12 福子推第 1157 号）に規定する東京都認証保育所、板橋区定期利用保育事業実施要綱（平成 24 年 2 月 1 日区長決定）に基づき実施される定期利用保育事業、板橋区空き保育室活用型定期利用保育事業実施要綱（平成 30 年 1 月 26 日区長決定）に基づき実施される空き保育室活用型定期利用保育事業、法第 59 条の 2 に基づく届出を行っている板橋区内に所在する認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 11 号に掲げる病児保育事業（区と委託契約をしている者が行うものに限る。）、並びに板橋区保育施設における多様な他者との関わりの機会の創出事業費補助金交付要綱（令和 6 年 3 月 29 日区長決定）に基づき実施される多様な他者との関わりの機会の創出事業。

(交付対象)

第 3 条 支援金の交付対象は、令和 7 年 4 月 1 日（以下「基準日」という。）時点において、板橋区内に所在または板橋区内で実施される民営保育所等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は交付の対象としない。

- (1) 施設、事業を設置・運営する者が個人の場合、特別区民税及び軽自動車税を滞納していること。
- (2) 施設、事業を設置・運営する者が法人の場合、法人住民税を滞納していること。
- (3) 暴力団（東京都板橋区暴力団排除条例（平成 24 年東京都板橋区条例第 28 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (4) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの。
- (5) この要綱により交付される支援金において、他の補助金等の要綱に基づき補助を受けているもの。
- (6) 第 1 条の規定に反して、保護者に対して負担を転嫁しているもの。

2 支援金の交付対象期間は、基準日から令和7年9月30日までとする。

(支援金交付額)

第4条 支援金の交付額は、別表のとおりとし、予算の範囲内において交付するものとする。

(交付申請)

第5条 民営保育所等の設置者又は園長（以下「申請者」という。）は、区長が別に定める期日までに、別記第1号様式に必要な応じて関係書類を添えて、区長に対して交付申請を行うものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の申請書を受領したときは、当該申請書等を審査し、支援金の交付を決定したときは別記第2号様式、交付しないことを決定したときは別記第3号様式により理由を付して申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による支援金の交付の決定に当たり、支援金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

3 区長は、第1項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第7条 区長は、支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(支援金の返還)

第8条 区長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、交付決定者に対して期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査)

第9条 区長は、支援金に関し必要と認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は実地に調査を行うものとする。

(関係書類の保管)

第10条 交付決定者は、支援金に係る書類を、支援金の交付決定を受けた日の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年板橋区規則第3号）によるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第7条から第10条までの規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

付 則

この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和6年10月1日から適用する。

付 則

- 1 この一部改正は、区長決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年9月30日限り、その効力を失う。

別 表（第4条関係）

交付対象	一の交付対象あたりの交付額
基準日時点において板橋区内に所在する私立認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、家庭福祉員（区立ベビールームに在籍する家庭福祉員を含む。）、認証保育所、認可外保育施設及び板橋区内で実施される空き保育室活用型定期利用保育事業	5,100 円に基準日における在籍園児数を乗じた額
基準日時点において板橋区内で実施される病児保育事業、定期利用保育事業及び多様な他者との関わりの機会の創出事業	5,100 円に基準日の属する月の平均利用児童数（当該月の延べ利用児童数を当該月の開所日で除し、小数点以下を切り上げた数）を乗じた額

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所 在 地
申 請 者
申請者職氏名
（施設名 ）

令和7年度板橋区保育所等物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和7年度板橋区保育所等物価高騰対策支援金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請し、請求します。

記

1 交付対象施設・事業

2 交付対象期間

年 月 日～ 年 月 日

3 支援金交付申請額

金 _____ 円

（内訳）

円 × _____ 人

4 交付条件

支援金の交付を受ける期間において、物価高騰に伴う負担を利用者等から徴収せず、板橋区保育所等物価高騰対策支援金交付要綱を遵守します。

年 月 日

様

板橋区長

令和7年度板橋区保育所等物価高騰対策支援金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和7年度板橋区保育所等物価高騰対策支援金について、下記のとおり交付決定したので、通知します。

記

1 交付対象施設・事業

2 交付対象期間

年 月 日～ 年 月 日

3 支援金交付決定額

金 _____ 円

4 交付条件

支援金の交付を受ける期間において、物価高騰に伴う負担を利用者等から徴収せず、板橋区保育所等物価高騰対策支援金交付要綱を遵守すること。

別記第3号様式（第6条関係）

年 月 日

様

板橋区長

令和7年度板橋区保育所等物価高騰対策支援金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった令和7年度板橋区保育所等物価高騰対策支援金について、下記の理由のとおり交付しないことと決定したので、通知します。

記

- 1 不交付対象施設・事業

- 2 不交付対象期間

年 月 日～ 年 月 日

- 3 不交付の理由

--